

かづの土地改良区役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

第1条 この土地改良区の役員、総代及び規約に定める委員（以下「役員等」という。）の報酬、費用弁償等の支給方法については、この規程の定めるところによる。

第2条 役員等の報酬は、総代会で議決して定めた額の範囲内において理事長が定める。

2 報酬は、その年度分を12月と3月の2回に分ち支給する。ただし、理事長については、この規程に拘わらず職員の給与に関する規程を準用し月割りにしてこれを支給することができる。

3 新たに就任又は退任、死亡した者に対しては、月割計算して支給する。ただし、その職を離れた月に再びその職に就いたときは、重ねてその月の報酬は支給しない。

第3条 総代及び委員が会議又は委員会の招集に応じたときは日当を弁償し、役員等が公務のため旅行に要する費用の弁償は旅費としてこれを支給する。

2 日当は総代会において議決せられた額とし、旅費は別に定める旅費規程により支給する。

附 則

この規程は、平成15年 6月26日より施行する。